

## 豊田市施設予約システム構築業務委託プロポーザル実施要項

### 1 契約の目的

本市では、平成17年度から「豊田市スポーツ施設利用システム（TOSS）」を稼働・運用しており、市のスポーツ施設の利用予約についてシステムを介して行っていた。また、令和2年度から「豊田市公共施設予約システム」の稼働・運用が始まり、市の文化施設についても同じくシステムを介して利用予約が行えるようになった。

現在本市においては2つの施設予約システムが稼働していることから、各種業務が煩雑となっており、市民にも混乱を招く原因となっているため、公共施設を利用する市民の利便性向上及び利用促進並びに公共施設の利用申請等に係る各種業務の負担軽減を目的として、2つのシステムを統合した豊田市施設予約システム（以下、「本システム」という。）を構築するもの。

### 2 契約の概要

#### (1) 業務名

豊田市施設予約システム構築業務委託

#### (2) 業務内容

別紙仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限

初期構築 委託期間の開始日から令和9年3月19日まで

【参考】運用保守 令和8年12月1日から令和14年3月31日まで

### 3 提案限度額

62,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和7年度予算：0円、令和8年度予算：62,500,000円）

【参考】運用保守費用 年額15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

ただし、豊田市競争入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

ア 履歴事項全部証明書

イ 納税証明書（国税）

ウ 納税証明書（愛知県税）

エ 納税証明書（豊田市税）

（注）豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日より3か月以内のものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- ア 令和2年4月以降、国、都道府県、政令指定都市、中核市、もしくは施設規模が100施設300室場以上の自治体の発注の業務で元請として1件あたりの税込金額2,500万円以上のスポーツ施設、文化施設又は学校開放施設の公共施設を総合管理する施設予約システムの導入実績を有する者であること。
- イ アとは別に、令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件あたりの税込金額1,000万円以上で、スポーツ施設、文化施設又は学校開放施設の公共施設を総合管理する施設予約システムの導入実績を有する者であること。
- ウ 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。なお、取得者は本市との契約者（契約者と開発者が異なる場合は開発者も）が取得していること。
- (ア)情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001又はJIS Q 27001)
- (イ) プライバシーマーク (JIS Q 15001)

## 5 選考

### (1) 全体スケジュール

5月27日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
6月10日(火)	参加表明書等の受付期限・質問の受付期限
6月12日(木)	参加資格確認通知書の送付
6月17日(火)	質問の回答期限
6月27日(金)	提案書等の提出期限
7月7日(月)	プレゼンテーション審査実施日時のお知らせ
7月11日、14日	プレゼンテーション審査の実施及び選考委員会開催
7月16日(水)	選考結果の通知・最優秀提案者（優先交渉事業者）との協議開始
8月18日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
8月27日(水) 予定	見積徴取
9月4日(木) 予定	契約締結

## (2) プレゼンテーション審査の実施

- ア 日時 7月11日(金)、14日(月) 午前9時～午後5時のうち指定する60分間
- イ 場所 豊田市役所 南31会議室(南庁舎3階)
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社60分(説明40分、質疑応答20分)のヒアリングを行う。
  - ・出席者は5名以内とする。なお、本業務に直接係わる業務担当者は必ず出席すること。
  - ・説明する内容は全て提示した金額内で実施可能な事項のみとすること。
  - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - ・プレゼンテーションは事前に提出した提案書にて実施することとし、追加の資料配布は認めない。
  - ・プレゼンテーションにて使用する機材(モニター、HDMIケーブル、指示棒)は本市で準備するが、パソコン等その他必要な機材については持参すること。
  - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## (3) 選考委員

委員長	総務部	部長	塚田 良
委員	行政改革推進課	課長	鈴木 貴之
	スポーツ振興課	課長	中野 洋介
	経営戦略課	副主幹	岩月 克文
	国保年金課	担当長	先野濱 佳子

## 6 提案書等の提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 参加表明書等

#### ア 提出期限

令和7年6月10日(火) 午後5時まで

#### イ 提出書類

提出書類	記載すべき事項
①参加表明書	【様式1】 ・代表者印を押印すること。
②企業概要書	【様式2】 ・「4 参加資格要件」の(1)及び(7)ウに係る書類を添付すること。
③業務実績書	【様式3】 ・「4 参加資格要件」の(7)ア、イに係る書類を添付すること。 なお、「担当者」欄は、8 評価基準「ア 業務経歴等(イ)」が評価できるように、本業務の担当者氏名のみを記載すること。

(2) 提案書等

ア 提出期限

令和7年6月27日(金) 午後5時まで

イ 提出書類

提出書類	記載すべき事項
①企画提案書	<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ A4サイズ片面50枚以内(ただし、表紙と目次は除く)とし、文字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とする。</li><li>・ 図表等については必要に応じてA3サイズでも可とするが、その場合片面印刷で折込みとし、A4サイズ2ページとしてカウントすること。</li><li>・ 表紙と目次を除きページ番号を付すこと。</li><li>・ 正本1部、副本6部を提出すること。なお、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。</li><li>・ 次に掲げる内容を記載すること。なお、説明の都合上、内容が前後しても構わない。</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本業務に対する取り組み<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 提案コンセプト</li><li>(2) 業務実施体制 統括責任者、主任担当者を各1名配置し、以下の項目を記載すること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 氏名</li><li>イ 担当部署・役職</li><li>ウ 取得資格</li><li>エ 経験年数</li><li>オ 類似業務担当実績・受注金額</li></ul></li><li>(3) 導入スケジュール・工程表</li></ol></li><li>2. システム概要<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 画面構成</li><li>(2) 利用者側空き状況検索・予約方法</li><li>(3) 管理者側空き状況検索・予約・料金設定方法</li><li>(4) 利用者及び管理者の管理</li><li>(5) 施設及び付属備品等の設定・管理方法</li><li>(6) 統計データ及び帳票の出力・管理方法</li></ol></li><li>3. 本市の業務用端末での運用方法</li><li>4. データセンター及びセキュリティ対策<ol style="list-style-type: none"><li>(1) データセンター</li><li>(2) セキュリティ対策</li></ol></li><li>5. 導入時操作研修</li><li>6. 運用保守</li></ol>

	<p>(1) 運用保守範囲及び内容、運用保守除外要件</p> <p>(2) 障害時復旧体制、サポート体制</p> <p>7. 本システムの拡張性（学校開放について）</p> <p>8. その他（課題に対する提案、その他追加提案等）</p> <p>※提案価格内で可能な業務・機能について記載すること。</p>
②機能要件一覧 ・課題一覧	<p>【機能要件一覧表】</p> <p>・豊田市施設予約システム機能要件一覧（以下、「機能要件一覧」という。）に沿って、回答欄及び説明欄に必要事項を記載すること。</p> <p>【課題一覧】</p> <p>・課題一覧の内容について、貴社のシステムで解決できる方法を記載すること。なお、提案価格内で可能な業務・機能について記載することとし、提案事項の実装要否について本市が決定する。</p>
③見積書及び 積算内訳書	<p>【任意様式】</p> <p>・本業務及び運用保守見積書を提出すること。なお、それぞれ内訳についてできるだけ詳細に記載すること。</p> <p>■導入費用（本業務） 本業務の実施に要するすべての費用について記載すること。</p> <p>■運用保守費用 令和8年12月1日から令和14年3月31日の期間における運用保守費用（年度別）について記載すること。なお、運用保守期間中の施設・部屋数の増減に関して追加で費用が発生する場合はその考え方についても明記すること。</p> <p>・提案事業者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。</p> <p>・本市としては契約期間内で別途費用が発生することは想定していない。他市の運用を踏まえ、契約期間内で別途費用が発生する可能性があれば記載すること。</p> <p>・学校開放に係るカスタマイズ機能分についても、システム改修費及び運用保守費の概算見積書を本業務の費用とは別に作成すること。</p>

### (3) 提出方法

提出書類は「11 問い合わせ先」の行政改革推進課に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

また、予備として電子メールにて電子データを提出すること。データ容量によりメールに添付しがたい場合はwebストレージ等の使用を認める。

## 7 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

### (1) 質問受付期間

公告の日から令和7年6月10日（火）午後5時まで

## (2) 質問方法

「11 問い合わせ先」の行政改革推進課に電子メールにて提出すること。

なお、件名は「豊田市施設予約システム構築業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

## (3) 質問の回答方法

令和7年6月17日（火）までに豊田市ホームページに掲載する。

## 8 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

### ア 業務経歴等（250点）【事務局評価】

- (ア) 企業概要・業務実績等（25点）
- (イ) 業務実施体制・業務遂行能力等（20点）
- (ウ) 機能要件一覧充足度（50点）
- (エ) データセンター・セキュリティ（5点）
- (オ) 提案価格（150点）

### イ 提案内容等（1750点（350点×5人））【選考委員評価】

- (ア) 本業務に対する取り組み（5点）
- (イ) 業務実施体制・業務遂行能力等（15点）
- (ウ) システム機能（180点）
- (エ) 本市業務用端末での運用方法（10点）
- (オ) データセンター・セキュリティ（30点）
- (カ) 導入時操作研修（15点）
- (キ) 運用保守（45点）
- (ク) システムの拡張性について（10点）
- (ケ) その他（40点）

※詳細は別紙4「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（1000点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

## 9 審査結果

- (1) 審査結果の通知は、全ての提案者に対して7月16日（水）に電子メールにて送付するとともに、市公式ホームページにて最優秀提案者を公表する。
- (2) 最優秀提案者（優先交渉事業者）と協議を行い、提案内容等に事実との相違や豊田市の解釈と相違があった場合には、次点候補者と協議を行う。なお、最優秀提案者と合意が取れなかった場合においても審査結果を取り消された者が協議のために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

## 1 0 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。  
仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する豊田市施設予約システムの使用（保守含む。）について、令和13年度まで本業務の契約の相手方と単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。  
加えて、豊田市予約システム改修（学校開放に係るカスタマイズ）についても本業務の契約の相手方と随意契約により契約を締結することがある。
- (7) 契約金額の支払いについて、契約期間の満了をもって一括で支払うものとする。

## 1 1 問い合わせ先

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地  
豊田市役所 南庁舎3階 行政改革推進課  
電 話 (0565) 34-6652  
F A X (0565) 34-6815  
電子メール gyoukaku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>